

指定介護老人福祉施設 青葉の郷
併設型ユニット型
指定介護予防
短期入所生活介護事業運営規程

社会福祉法人 グラディーレ

第1章 事業の目的及び運営の方針等

（目的）

第1条 社会福祉法人グラディーレが運営するユニット型指定介護老人福祉施設青葉の郷（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設で併設型ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、利用者に対し、適正なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の居宅においての生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（利用定員）

第3条 利用定員は20名とする。

第2章 従業者の職種及び職務の内容

（従業者の職種及び職務内容）

第4条 従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種は次の通りとする。

（1）管理者

- （2）従業者
 - 介護職員
 - 生活相談員
 - 看護職員
 - 栄養士

2 職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

（2）従業者

- 介護職員 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。
- 生活相談員 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 看護職員 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。
- 栄養士 利用者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

- 3 従業者の配置人数については、関係法令等に従い、最低認可基準以上の人数を配置するものとする。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第5条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実地地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第6条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第7条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者に対しては要支援認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、要支援認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第9条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至まで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

- 第10条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

第4章 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

- 第11条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれ役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 従業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護予防短期入所生活介護計画)

第12条 管理者は相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
- 3 管理者は、介護予防短期入所生活介護の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
- 4 管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切な支援
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴が行えないときは清拭）
- (3) 排泄の自立についての必要な支援
- (4) おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- (5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

第14条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行うものとする。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じて出来る限り自立して食事を摂る事ができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂る事を支援するものとする。

(機能訓練)

第15条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

（健康管理）

第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

- 2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

（相談及び援助）

第17条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（その他のサービスの提供）

第18条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

（利用料等の受領）

第19条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

（1）食事の提供に要する費用

（2）滞在に要する費用

（3）利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

（4）通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎の費用

（5）その他ユニット型指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担されることが適当であると認められるもの

- 3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したユニット型指定介護

予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 2 0 条 前条第 2 項第 4 号に規定する通常の送迎の実施地域は、仙台市全域とする。

第 5 章 緊急時の対応

（緊急時等の対応）

第 2 1 条 施設は、緊急時の注意事項や病状等について情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの配置医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等、利用者の病状の急変等に備えるための対応方針を定める。

第 6 章 非常災害対策

（非常災害対策）

第 2 2 条 施設は、非常災害に関して、業務継続に向けた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとする。

2 施設は、非常災害時対策に備えるため、定期的に職員に周知するものとする。

3 利用者は、前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

（衛生管理等）

第 2 3 条

1 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。

2 施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（3）介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

（虐待防止に関する事項）

第 2 4 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

2 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3 その他虐待防止のために必要な措置

4 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

第7章 その他運営に関する重要事項

（利用者に関する市町村への通知）

第25条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市区町村に通知するものとする。

- （1）正当な理由なしにユニット型指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- （2）偽りその他、不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（勤務体制の確保等）

第26条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

（衛生管理等）

第27条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

（掲示）

第28条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密の保持等）

第29条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、個人情報保護規定に定める。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情等への対応)

第30条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市区町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第31条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第32条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第33条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。ただし、診療録は5年間保管するものとする。

(1) 介護予防短期入所生活介護計画

(2) 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第12条第9項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第24条及び第25条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

第8章 雑則

(改定)

第34条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

但し、別表に表記している金額及び単位数・取得加算等に変更が生じた際は、この限りではない。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(改定)

この規程は、令和6年10月23日から施行する。(改定)

別紙（第 19 条関係）

1. 介護予防短期入所生活介護費基本部分

区分	要支援 1	要支援 2
ユニット型介護予防短期入所	529単位／日	656単位／日

2. 介護予防短期入所生活介護加算部分

加算名	日額	備考
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位／月	
処遇改善加算Ⅱ	※13.6%	※介護報酬総単価数×サービス別加算率×13.6%

1単位：10.33円

※下記の加算等においては、対象者のみ算定行うものとする。

また、新規取得加算においては、ご家族同意の元、算定を行うものとする。

【送迎加算】【科学的介護推進体制加算】

3. 食費（保険外）日額

基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1,445円	1,300円	1,000円	600円	300円

※1,445円の基準額のうち、設定を朝食445円／昼食500円／夕食500円とする。

4. 滞在費（保険外）日額

区分	基準額 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
ユニット型 個室	2,500円	1,370円	1,370円	880円	880円

5. その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費（利用者の希望による）	
通常を送迎の実施地域を越えて 行う送迎の費用	1 0 0 円／k m	
電気代	1 0 0 円／日	
理美容代（カット）	2, 5 0 0 円～／回	訪問業者による
理美容代（染め）	6, 0 0 0 円～／回	訪問業者による
利用料引き落とし代	1 1 0 円／回（七十七銀行） 1 6 5 円／回（他銀行）	
貴重品管理費	1, 5 0 0 円／月	※1

※1.貴重品管理費は原則 2 週間以上ご利用される方で現金または貴重品を当施設で
管理される場合、その管理費用として 1, 5 0 0 円いただきます。